

## 委託契約する運営規模及び運営区域について

## ◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業の運営を新たな主体に移行するに当たり、適正な運営規模及び運営区域の考え方について意見を伺うもの

## 1 現状及び課題

## (1) 運営規模

- ・ 現在、本市では、小学校区ごとに運営委員会が主体となり、子どもの家等の事業運営を行っている。
- ・ 現行の小学校区単位の運営規模では、利用児童数の増減によるクラス数の変動への対応や、指導員に急な欠員が出た場合等における対応が困難であり、安定した運営に支障が生じるおそれがある。
- ・ そのため、移行に当たっては、安定した運営を確保するため、複数の小学校区をまとめた運営規模とする必要がある。

## (2) 運営区域

- ・ 現在、子どもの家等では、小学校区ごとに運営委員会が地域や保護者と連携しながら、地域ぐるみの子育てを行っている。
- ・ これにより、利用児童が健全に育成されるとともに、地域の大人にとっても、子育てへの貢献により、生きがいに繋がっている。
- ・ そのため、引き続き地域ぐるみの子育てを行うために、既存の地域の繋がりに配慮した区域とする必要がある。

## 2 意見を伺う項目

## (1) 運営規模

## ○ 意見交換の視点

## ア 利用者と地域の視点（意見の反映）

利用者のニーズや地域の意見にきめ細かに対応し、現行の運営方式による成果を継承できるよう、利用者や地域の声を反映しやすい運営規模とする。

## イ 事業者の視点（効率的な運営）

人事配置やクラブごとに重複する事務処理などにおいてスケールメリットを生かすことができる運営規模とする。

## ウ 市の視点（質の高さ、安定した運営）

一定の保育の質と安定した運営を確保しながら、市場の競争原理により、更なる向上と安定を図れるよう、一定数の事業者が参入できる運営規模とする。

- ⇒ 運営規模（案）…**別紙2**のとおり  
全市域を10区域程度で区切った運営規模とする。

**【運営規模の選定理由】**

利用者や地域の意見を比較的反映しやすいとともに、スケールメリットを生かした効率的な運営が可能であり、一定数の事業者の参入が見込めること

**(2) 運営区域**

○ 意見交換の視点

ア 既存の地域の繋がりへの配慮

利用児童を取り巻く地域の繋がりを踏まえた運営区域とする。

イ 運営規模の平準化

可能な限り、利用児童数の平準化が図れる運営区域とする。

⇒ 運営区域（案）

地域学校園を基本とし、それを連合自治会の区域に沿って区切った運営区域とする。

**【運営区域の選定理由】**

- ・ 地域学校園は、利用児童が将来通学する中学校の区域であり、学校間の連携や、保護者や教育関係者を中心とした地域の繋がりがあること
- ・ 連合自治会は、地域の基礎単位であり、これまでの子どもの家等の運営における既存の繋がりがあること